

# 山田みやこの活動報告

令和5年7月7日(金)

## 「子ども・子育て支援における母子生活支援施設の役割を考える」

関東ブロック母子生活支援施設研究協議会（オンラインセミナー）

講師 厚生労働省子ども家庭庁支援局家庭福祉課企画調査官 胡内敦司氏

### 子ども家庭庁組織体制

長官官房 生育局及び支援局の1官房2局体制

内部部局350名 施設等機関80名 合計430名

内部部局350名の内訳 100名・・・地方自治体からの派遣

40名・・・民間の方が国家公務員として任期付きで採用

### ○子ども基本法

全ての子どもが個人として尊重されて、基本的人権が保障され差別的取扱いを受ける事がない。

全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重・最善の利益が優先して考慮される。

### ○児童虐待と社会的養護等の現状

虐待相談内容（令和3年）

身体的虐待49,241人（44%） 心理的虐待124,724人（60.1%）

虐待年齢

0～学齢前 91,367人（44%） 小学生 52,615人（25.3%）

中学生30,157（14.5%） 高校生15,201人（7.3%）

虐待による死亡事例

0才児 48.5% その内0日児 18.4%

加害者が実母 54.6%

### ○保護者のいない児童、被虐待児など、公的な責任者として社会的に養護が必要な対象児童は約42,000人

### ○母子生活支援施設の入所（令和3年度）

D V 1,239人（児童） 住宅事情213人（児童） 経済的理由135人（児童）

※D V被害児のためのシェルターではなく、本来は地域のひとり親のサポートとしての施設である。

年齢別在籍人員（令和2.3.1現在）

20才～25才未満 244人 25才～30才未満 429人

30才～35才未満 539人 35才～40才未満 673人

40才～45才未満 549人 45才～50才未満 360人

50才～55才未満 121人 55才～60才未満 23人

## 在所期間別世帯数

6ヶ月未満	165世帯	6ヶ月～1年未満	166世帯
1年～2年未満	353世帯	2年～3年未満	247世帯
3年～4年未満	87世帯	4年～5年未満	53世帯
5年～10年未満	83世帯	10年以上	25世帯

※在所機関でははかれない（期限は決まっていない）

どうしようもなくなってからの入所では自己肯定感が低くなり、サポートに時間がかかる。必要なタイミングでの早期支援が求められる。

## 退所後住居形態（令和3年度）

単独の母子世帯 877世帯（民間アパート551世帯、公営住宅299世帯 他）  
親と同居 74世帯  
※アフターケアが必要

### ○被虐待児の増加（令和3年）

207,660人（平成11年に比べ約18倍）  
児童養護施設入所約7割は被虐待児

### ○障害のある児童の増加

社会的養護を必要とする障害のある児童は増加  
児童養護施設では 36.7% 里親では 24.9%  
母子生活支援施設では 24.4%

### ○児童養護施設体制強化

支援員の人材確保 スーパーバイズの実施（支援者にも支援が必要）

### ○虐待を受けた子どもの年齢

0才～3才未満 22% 3才～学齢前児童 28% 小学生 33%  
就学前で全体の約50%になる

### ○産前・産後母子支援事業

特定妊婦への支援体制強化のため、母子生活支援施設や婦人保護施設、産科医療機関での妊娠期から出産までの継続した支援。

妊婦本人の養育方針や養育不安に応じて、母子生活支援施設へつなぐ。

または、特別養子縁組、里親委託、乳児院への入所。

※母子生活支援施設の役割は、母子を保護し、自立を促進するため個々の母子の家庭生活に応じ、就労、家庭生活や母子世帯の居室のほかに、学習室、集会室があり、母子支援員、少年指導員等の職員が配置されている。

令和6年から「困難を抱えた女性の自立支援法」が施行される。ますます、母子離別せず地域で暮らせるための自立支援のために重要な施設となっていく。

栃木県は3つの施設があったが、足利さわらごハイムが昨年廃止され、烏山母子寮も老朽化している。

今後の施設のあり方について、県の支援も大きな課題になる。